主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人瀬戸藤太郎の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は、第一審における単なる訴訟法違反の主張に過ぎないのであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない (憲法三七条の公平な裁判所の裁判とは、所論のごとき裁判をいうものでないことは、当裁判所屡次の判例とするところである。)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月二四日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官